

事務連絡
令和2年7月6日

(九州、四国)
水産多面的機能発揮対策事業
地域協議会会長 殿
都道府県担当課長 殿

水産庁漁港漁場整備部計画課長

梅雨前線に伴う7月3日からの大雨による被害に対する水産多面的機能発揮
対策事業の活用について

平素より、水産多面的機能発揮対策事業に関して特段のご理解とご高配を賜り感謝申し上げます。

梅雨前線に伴う7月3日からの大雨による漁場環境等への被害が懸念されるところです。このため、安全を確保した上で、漁場等に漂流・漂着した流木やごみ等を早急に除去・処理する等の初動に取り組む場合には、水産多面的機能発揮対策事業の既に交付されている予算を活用することが可能です。その際、追加の予算配分も検討できることから積極的に本事業をご活用ください。

また、活動計画の変更等の手続きが必要となる場合には、対策の概要について下記担当者までご報告いただくようお願い致します。

なお、これまで激甚災害に指定された場合には地方負担額の軽減措置を講じているところですが、激甚災害に指定されるまでの間は地方負担額の軽減措置が受けられない等の注意が必要です。

この旨を、貴管下の活動組織または市町村に対して周知いただきますようお願い致します。

(参考) 令和2年度水産多面的機能発揮対策講習会講習テキスト(抜粋)

連絡先

水産庁計画課企画班(城崎、石田、鈴木)

TEL:03-3501-3082

メール kazuyoshi_josaki670@maff.go.jp

kaori_ishida660@maff.go.jp

kazuki_suzuki690@maff.go.jp

水産多面的機能発揮対策（一般） Q & A（抜粋）

- （問102） 災害対応＞自然災害への対応...
- （問103） 災害対応＞初動対応への活用
- （問104） 災害対応＞激甚災害指定時の特例措置
- （問105） 災害対応＞記録の保管
- （問106） 災害対応＞災害時の取組における支援対象の範囲
- （問107） 災害対応＞モニタリングの取扱い
- （問108） 災害対応＞活動組織や地域協議会の関係規定の整理
- （問109） 災害対応＞活動組織の設立
- （問110） 災害対応＞重機使用等の取扱い
- （問111） 災害対応＞災害時における委託費比率の考え方
- （問112） 災害対応＞災害対応が収れんした後の取組
- （問113） 災害対応＞海岸や港湾での取組
- （問114） 災害対応＞個者支援

(問102) 災害対応>自然災害への対応

(問102) 自然災害による大量の流木や土砂に対してどのように活用できるか。

本事業は海岸や河川の維持・保全・改善活動（例えば、河川清掃など）そのものに対する支援を目的にしたものではありません。

一方で、漁業者や地域住民等により構成される活動組織が、藻場や干潟、河川や湖沼等の環境生態系を保全する一環として、流木やごみ、所有者が不明ながれき等を回収・処理する場合には本事業を活用できます。自然災害による大量の流木等の回収処理に当たり必要な手続きが発生する場合もあるので相談してください。

(問103) 災害対応>初動対応への活用

(問103) 初動対応に活用したいがどうすればよいか。

豪雨等の自然災害で流出した流木被害に対応するため、本事業において採択通知を受けている交付金の枠を活用して初動対応に取り組むことは可能です。その場合は、活動内容などについて事前に水産庁までご相談ください。

(問104) 災害対応>激甚災害指定時の特例措置

(問104) 自然災害が激甚災害指定された場合に支援の特例措置はあるのか。

運用通知の別表2の欄外（※3）のただし書きにより、水産庁長官が別に定める場合には、通常3割以上の地方費の上乗せを伴わなくとも優先的に採択可能とするとともに（別表2関係）、災害対策として行う同一活動項目の重複実施については制限を不適用とする措置（別表3関係）を講じます。

これまで、以下の災害について特例措置を講じています。

- ・平成28年 熊本地震
- ・平成28年 台風第7、9、10、11号による北海道、岩手県での豪雨被害
- ・平成28年 台風第16号による鹿児島県、宮崎県での豪雨被害
- ・平成29年 梅雨前線及び台風第3号による福岡県、大分県での豪雨被害
- ・平成30年 梅雨前線及び台風第5、6、7、8号による豪雨被害
- ・平成31年 台風第15、19号等による豪雨被害

(問105) 災害対応>記録の保管

(問105) 災害時の活動において記録の確保など注意することはあるか。

活動の記録の仕方は通常の活動と何ら変わりがありません。災害時は自身の生命や財産、生活の維持など厳しい状況にあるものと推測しますが、支援の適格性を確保するために活動の内容や活動に参加した者の特定など必要な記録は確実に確保するようにしてください。

(問106) 災害対応>災害時の取組における支援対象の範囲

(問106) 災害時の取組における支援対象の範囲について具体的に教えて欲しい。

藻場や干潟、河川や湖沼等に流出した流木やごみ、所有者が不明ながれき等の回収に係る人件費、重機のリース料、資機材購入費、回収ごみ等の移動に必要なレンタカー代、回収ごみ等の処理費用（施設利用料）などが想定されます。

(問107) 災害対応>モニタリングの取扱い

(問107) 災害対応で活動した際のモニタリングの扱いについて（激甚災害）。

激甚災害指定に伴う特例措置は、豪雨や暴風雨による流木等の沿岸海域等への流入により、二枚貝などの地域の主要生物資源への影響が懸念される際、流木等により影響を受けた沿岸海域等の環境を緊急に改善するため、活動組織による流木等の回収・処理などの取組を支援するものです。このような沿岸海域等から流木等を速やかに除去し処理することを第一にした取組なので、特例措置についてはモニタリングを実施する必要はありません。

ただし、特例措置を講じた沿岸海域等の生物の生息がどのように保護あるいは改善されたのかを把握するため必要な状況把握はしてください。

(問108) 災害対応>活動組織や地域協議会の関係規定の整理

(問108) 災害時活動組織の規約等関係規定との整合性。

活動組織が流木やごみの回収に取り組む場合、活動計画に活動項目の「海洋汚染等の原因となる漂流・漂着・堆積物処理」や「環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善」が、活動内容の「浮遊・堆積物の除去」（藻場の保全、サンゴ礁の保全、干潟等の保全、ヨシ帯の保全）が含まれていることが必要です。

また、流木等の回収を行おうとする区域が協定区域に含まれていることが必要です。これらの要件に合致しない場合は活動計画の変更等の手続きを行うことが必要となります。地域協議会におかれては、これら活動組織による取組が地域活動指針と整合しているかを確認してください。これらの要件に該当しない場合は地域活動指針を変更する手続きが必要となります。いずれの場合も、手続きが未了の状況において行われる活動は支援の対象にはなりません。

(問109) 災害対応>活動組織の設立

(問109) 活動組織が存在していない場合はどのようにすればよいか。

本事業による支援を受けるためには流木等の回収・処理などに取り組む活動組織が存在していることが必要です。適当な活動組織が存在しない場合は活動組織を早急に立ち上げて対応することになりますが、それまでの間に行われる初動対応などは支援の対象にはなりません。活動組織の立ち上げについて関係漁業者や地元自治体などと日頃より検

討しておくようにしてください。

(問 1 1 0) 災害対応>重機使用等の取扱い

(問 1 1 0) 流木やごみの回収・処理に重機が必要となるが外部委託してよいか。

流木やごみの回収について、活動組織が自力で対応できることと重機の使用など外部委託することなどを整理した上で、必要な範囲で外部委託しても構いません。外部委託する場合は、複数者から見積書を徴収して比較するなど通常の留意事項に従ってください。

(問 1 1 1) 災害対応>災害時における委託費比率の考え方

(問 1 1 1) その場合の委託費の事業費に占める割合は従来通り 50%未満なのか。

激甚災害に指定される大規模災害の場合、流木等の回収や移動に重機の使用が不可欠な場合が想定されます。災害の状況等を踏まえ個別に検討する必要がありますので、水産庁にお問い合わせください。

(問 1 1 2) 災害対応>災害対応が収められた後の取組

(問 1 1 2) 激甚災害対応した翌年にも同規模の活動を継続する必要があるか。

激甚災害対応した翌年には既に流木等の被害が収まっていると考えられることから、同規模の活動を継続する必要はありません。

なお、前述の特例措置の指定を受けた被害が収まった干潟等で通常の保全活動を実施する場合には地方負担が必要となりますが、環境生態系保全活動として引き続き取り組んでもらいたいと考えています。

(問 1 1 3) 災害対応>海岸や港湾での取組

(問 1 1 3) 管理者がいる海岸や港湾、内水面での取組は支援対象となるのか。

一義的には海岸や港湾の管理者、河川の管理者が対応すべきことと考えます。

ただし、災害の状況により、流木等の影響を受けた沿岸海域等の環境を緊急に改善する必要がある場合等は、水産庁にお問い合わせください。

(問 1 1 4) 災害対応>個者支援

(問 1 1 4) 流木等による養殖筏や定置網への被害防止に本事業を活用することはできるか。

災害時のみならず本事業の考え方として、個者支援に該当することがないよう慎重に検討してください。